

訪問介護ステーション暖 運営規程

【介護保険】

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人あわホームホスピス研究会が開設する訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護及び指定介護予防訪問介護（以下「訪問介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の訪問介護員は、要支援者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 訪問介護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション 暖
- 二 所在地 徳島県徳島市勝占町中須 92-1
大松ジョリカ B101

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名（常勤・管理者と兼務）内訳 介護福祉士 1名
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画、（介護予防訪問介護計画）の作成等を行う。
- 三 従業者 5名以上
内訳 介護福祉士 4名
従業者は、適切な技術を持って居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容)

第6条 訪問介護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等乗降介助（要介護状態者のみ対象とする）

(訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第7条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし当該訪問介護等が法定代理受領サービスである場合は、その1割から3割の額とする。

- 2 前頁に定める額のほか、次条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護等に要した交通費として、次に掲げる額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
 - 一 通常の事業の地域外の居宅に訪問する場合、片道で事業所から居宅までの移動距離×60円/km
- 3 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市（国府町、鮎喰町、北・南矢三町、北・中・南島田、応神町、上八万町、入田町、吉野本町、寺島本町、の拡張全域を除く）、小松島市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員は、居宅介護等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供する居宅介護等のサービスに関する利用者及び扶養者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、対応方法に関する規定を別に定めて職員に周知を図るとともに、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対して利用開始時及び必要に応じて適宜苦情解決のしくみを説明する。
- 3 事業所は、苦情解決に当たっては、苦情解決窓口第三者委員および県、市町村と連携し協力する。

(虐待防止等)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため下記の措置に協力する。

- 一 成年後見制度の利用支援
- 二 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修の受講
- 三 管理者による、虐待防止に関する行政通達や法令の内容説明と理解促進のための研修を行う。
- 四 発生時には、当該利用者と加害者の状況確認、通報、相談支援員への情報提供、情報共有し、保護等の具体的行動および地域のネットワークを構築して解決に尽力する。

五 虐待防止委員会

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（身体拘束廃止等）

第12条 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる処置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第13条 事業所は、訪問介護員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年3回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人あわホームホスピス研究会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 元年 4月1日から施工する。

この規程は、令和 5年 10月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から実施する。

訪問介護ステーション暖 運営規程

(介護予防・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人あわホームホスピス研究会が開設する訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護及び指定介護予防訪問介護（以下「訪問介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の訪問介護員は、要支援者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 訪問介護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション 暖
- 二 所在地 徳島県徳島市勝占町中須 92-1
大松ジョリカ B101

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名（常勤・管理者と兼務）内訳 介護福祉士 1名
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画、（介護予防訪問介護計画）の作成等を行う。
- 三 従業者 5名以上
内訳 介護福祉士 4名
従業者は、適切な技術を持って居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後6時00までとする。
なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容)

第6条 訪問介護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等乗降介助（要介護状態者のみ対象とする）

(訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第7条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし当該訪問介護等が法定代理受領サービスである場合は、その1割から3割の額とする。

- 2 前頁に定める額のほか、次条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護等に要した交通費として、次に掲げる額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
 - 一 通常の事業の地域外の居宅に訪問する場合、片道で事業所から居宅までの移動距離×60円/km
- 3 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市（国府町、鮎喰町、北・南矢三町、北・中・南島田、応神町、上八万町、入田町、吉野本町、寺島本町、の拡張全域を除く）、小松島市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員は、居宅介護等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供する居宅介護等のサービスに関する利用者及び扶養者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、対応方法に関する規定を別に定めて職員に周知を図るとともに、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対して利用開始時及び必要に応じて適宜苦情解決のしくみを説明する。
- 3 事業所は、苦情解決に当たっては、苦情解決窓口第三者委員および県、市町村と連携し協力する。

(虐待防止等)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため下記の措置に協力する。

- 一 成年後見制度の利用支援
- 二 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修の受講
- 三 管理者による、虐待防止に関する行政通達や法令の内容説明と理解促進のための研修を行う。
- 四 発生時には、当該利用者と加害者の状況確認、通報、相談支援員への情報提供、情報共有し、保護等の具体的行動および地域のネットワークを構築して解決に尽力

五 虐待防止委員会

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（身体拘束廃止等）

第12条 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる処置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第13条 事業所は、訪問介護員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年3回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人あわホームホスピス研究会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 元年 6月1日から施工する。

この規程は、令和 5年 10月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から実施する。